

25年 9 月号 (広告) 2013年9月1日発行 三宅孝治(中国税理士会 倉敷支部会員) 三宅孝治税理士事務所 (有シーエムエス 倉敷市中島2370番地14 TEL 086 - 466 - 1255 FAX 086 - 466 - 1288 第76号 発行担当者: 岡本 清美

立秋も過ぎ、朝の空にはうろこ雲、夜には庭のあちらこちらから虫の声。 秋になったなぁ・・・と感じるこのごろです。 けれど、まだまだ日中の残暑は厳しく、昼夜の温度差になかなか身体がついていきませんね。 皆様も体調管理にはくれぐれもご注意ください。



# <<税金のペナルティ/附帯税>>

法人税、所得税等の多くの税は「申告納税制度」といって納税者が自ら所得等の申告を行うことにより税額が確定し、確定税額を自ら納付することになっています。

この申告制度において真面目に申告をしている人には、「青色申告制度」によって色々な特典が与えられますが、 反対に適正な申告・納税を行わない人に対しては特別な経済的負担が課されることになります。これが、附帯税です。 附帯税には、罰金的な意味合いと利息的な意味合いがあり、これらについては損金に算入できません。 税金のペナルティを課されないためには、「申告期限」「納付期限」を遵守することにあります。

無駄な税金をはらわないよう氣をつけたいものです。

では、どのような税金のペナルティがあるかをみていきましょう。

### 1. 延滞税(国税通則法60条)

(内容) 法定期限までに税金を納付しなかった場合に課税される附帯税

(税額) 原則:納付税額×年7.3%(14.6%)(1000円未満不徴収)

納付期限から2カ月間は法定期限後に納付した本税に対し年7.3%

納り期限から2カ月間は法定期限後に割りした年代に対し年7.3% その後の期間は14.6%の割合で課税されます。 ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合(年7.3%部分)につい

ただし、平成12年1月1日以後の延滞税の割合(年7.3%部分)については、年「7.3%」と「特例基準割合(前年の11月30日の日本銀行が定める基準割引率+4%)」のいずれか低い割合を適用することとなっており、平成25年は7.3%が4.3%となっています。

#### 2. 利子税(国税通則法64条)

(内容) 申告期限を延長した場合等に課税される附帯税

(税額) 原則:延長した本税×年7.3%(1000円未満不徴収) ただし、上記と同様平成25年は4.3%となっています。



### 3. 加算税

 $\Diamond$ 

#### 過少申告加算税(国税通則法65条)

(内容) 期限内に確定申告書を提出した場合で、修正申告書の提出(税務調査による更正を 予想した場合)又は更正\*1により追加税額が生じた場合に課税される附帯税

(税額) 原則:追加本税×10% (5000円未満は不徴収)

ただし、追加税額のうち期限内確定申告額または50万円のいずれか多い金額を超える 部分については15%になります。

### 無申告加算税(国税通則66条)

(内容) 正当な理由なく期限内に申告書が未提出で、納付すべき税額があった場合に課税される附帯税

税額) 原則:納付税額×15% (5000円未満不徴収)

ただし、更正又は決定\*2の前に<u>自主申告した場合には5%</u>になります。

#### 不納付加算税(国税通則法67条)

(内容) 源泉徴収等による国税が法定期限内に完納されなかった場合に課税される附帯税

(税額) 原則:納付税額×10% (5000円未満不徴収)

ただし、調査などの前に自主納付した場合には5%になります。

#### 重加算税(国税通則68条)

(内容) 過少申告加算税・無申告加算税・不納付加算税が課税される場合で、仮装・隠蔽に基づき 申告している場合に過少申告加算税等に代えて課税される附帯税

(税額) 追加された本税の35%、無申告加算税に代えては40%、 不納付加算税に代えては35% (5000円未満不徴収)

\*1更正とは・・・期限内に申告書を提出した場合に、税務署の調査等により所得の増減がなされること \*2決定とは・・・申告書が不提出の場合に税務署の調査等により所得の増減がなされること

附帯税については、地方税にも延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金といった 同様の制度がありますので、住民税、自動車税等の納付忘れにも注意しましょう。

## <厚生年金保険の料率が変更になります>

従前 16.766%

改定 17.12% (これを折半それぞれ8.56%)

9月分給与(10月納付分)より0.354%引き上げられ一般被保険者については上記のように変更になります。また、7月の算定基礎届により標準報酬月額が変更となっている場合もありますので、「標準報酬決定通知書」をご確認のうえ、正しい保険料の徴収をお願い致します。

なお、まだお手元に通知書が届いていない場合には年金事務所へお問い合わせください。











# <契約日に注意しましょう>

平成26年4月に施行される消費税率の引き上げに伴う「経過措置」(所定の要件を満たした資産の譲渡等について、税率引上げの施行日以後であっても旧税率が適用される)の中に「平成25年9月30日までに締結した契約に関する資産の譲渡等」に関する経過措置があり、その期日が迫っています。詳しくは、事務所通信 7月号をご覧ください。

# <研修に行ってきました>

7月に京都へ2日間研修に行かせて頂きました。 研修には、色々な県から会計事務所の方が集まっておられ、 私を含め9名での参加となりました。 内容としては、お客様に元氣になってもらう為の 会計人の考え方や心持ちなどを学び、また、 月次決算書の説明を実践したりしました。

私は、まだお客様に月次決算書のご説明したことがありませんので事務所の皆さんに指導を受け、この研修に臨みました。 いざやってみると説明するのは難しく、 自分の知識の無さ、未熟さを痛感しました。 その分もっと分かり易い説明ができるようになりたいと思い、とてもいい経験になりました。

今回の研修は初めてのことばかりで、 学ぶことが多い研修でした。 他の会計事務所の方ともお話しでき、いい刺激になりました。 社会人としての視野も広がった氣がします。 これからも色々な研修に参加し、 自分のスキルアップに繋げていきたいです。

寺田 早織

# <Visionのご案内>

毎月開催中の経営計画書作成セミナー: Vision 今月の開催日は9月12日(木)です。 経営者の方が日頃考えていらっしゃる事を、 年に一度、当事務所においで頂き、 経営方針書や行動計画表を作成して頂いています。 まだ参加された事のない方、経営計画を作ってみませんか。

開催日	対象者	申込期限	
9月12日(木)	7・8・9・10月決算法人様	9月6日(金)	
10月10日(木)	8・9・10・11月決算法人様	10月4日(金)	
11月14日(木)	9・10・11・12月決算法人様	11月8日(金)	

### . <おすすめ本>

#### 「100円のコーラを1000円で売る方法」コミック版

この本は2011年12月に小説の形で出版されたもののコミック版です。 ブルーオーシャン等のマーケティングの手法が、

コミックになることで身近に、わかりやすくなっています。 各章の終わりにダイジェスト&ポイントいうまとめが ついていますので、コミックだけに流されず、 各章の重点事項を再確認できます。

文章をよむのは苦手と思われる方にもおすすめです。

岡本 清美





### <お知らせ>

9月2日(月)より、当事務所に新たに仲間が増えます。次号の事務所通信にて、ご挨拶させて頂きますので、よろしくお願い申し上げます。また、9月2日(月)から9月13日(金)に、岡山大学経済学部の方が1名インターンシップで

税理士法の守秘義務等、遵守してまいりますが、 皆様のご理解と、ご協力をお願い申し上げます。

# < 9月カレンダー>

来られます。

12	$\star$	*経営計画書作成セミナー: Vision
10	火	*8月分源泉所得税・住民税の納付期限
30		*7月決算法人の確定申告・納付期限
		*1月決算法人の中間申告・納付期限
		*消費税(4期)の納付期限(年税額400万円超の4・10月決算法人)